平成２７年（フ）第９０号
茨城県龍ケ崎市長山８丁目３番地３　オーブドゥ長山103号室、前住所茨城県龍ケ崎市貝原塚町2823番地６
債務者　滑川　章子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
茨城県龍ケ崎市出し山町199番地１
債務者　伊藤　洋明
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
兵庫県宝塚市大吹町１番31号　セジュールハイツ102号
債務者　松浦　敏夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目13番30号　ユニメント松寿園101
債務者　内藤　義朗
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
佐賀県神埼市神埼町的377番地５
債務者　木塚　和弘
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
熊本市中央区新町３丁目４番２号　兵庫屋ビル605号室
債務者　大住　厚子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17728番地21
債務者　押川　克也
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２４号
秋田市新屋勝平町10番14号
債務者　田中　肇
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２３号
千葉県野田市岩名２丁目７番地の31　コーポ秋山203号室
債務者　高木　鉄一
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５０号
千葉県柏市篠籠田1482番地１　プレミアムフォレスト柏213号
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６２号
千葉県柏市逆井３丁目14番41号
債務者　寺内　栄子（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目12番９号ブリリアント201
債務者　嶋田　　徹
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０２号
兵庫県尼崎市御園１丁目９番20号ミサトハイツＮｏ５　101号、前住所兵庫県尼崎市小中島３丁目10番30―607号
債務者　岩﨑三喜雄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５３号
兵庫県西宮市津門大塚町２番13―202号
債務者　河野真知子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市吉田町奥浦乙721番地
債務者　加藤　保子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区大字貫3808番地１
債務者　廣田　竹文
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３５１号
北九州市若松区高須南３丁目３番11―502号
債務者　米森　裕子（旧姓植本・宮川）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部